

内閣府

民間資金等活用事業推進室 御中

一般社団法人 日本建設業連合会

## P F I 事業に関する要望書

新型コロナウイルス感染症の影響により、P F I 施設の整備・維持管理・運營業務にも影響が生じております。

P F I 施設の休館・時間短縮営業、サービス停止等は、発注者としての地方公共団体等又は地域における活動自粛要請を行う地方公共団体の判断に従ったものであり P F I 事業者の責によらない事由として取り扱われると解されます。

つきましては、下記の点について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により発生した事象について

- P F I 標準契約等において、新型コロナウイルス感染症が「不可抗力」に該当する旨、書面にて関係者へ通知いただきたくお願い致します。(公共工事における新型コロナウイルス感染症の影響に関する取扱いは、国交省通達(令和 2 年 4 月 17 日 国土建第 7 号)で「不可抗力」に該当する旨が明示されており、民間発注者団体に対しても同日付で事務連絡が発出されています。)

加えて、現行の標準契約では維持管理・運営事業における不可抗力の損害を物件の損害に限定していることから、標準契約を速やかに改正し運営費に係る損害も対象となる旨を明記していただきたくお願いいたします。また、締結済の事業には改正後の標準契約は遡及適用されないが、契約変更協議の際にはこれに従って変更するよう地方公共団体を指導いただきたく宜しくお願い致します。

- P F I 発注者(公共主体)からの指導・要請又は地方の公共団体からの自粛要請を理由とした施設の休館・時間短縮営業、サービスの停止等により発生した逸失利益及び増加費用については発注者(公共)負担としていただきたくお願い致します。
- 独立採算の民間収益施設について、施設使用料の減免や営業補償等の措置を講じていただきたくお願い致します。

- 施設整備の期間変更・延伸に伴う増加費用の負担については適切に協議するよう発注者にご指導をお願い致します。
2. 緊急事態宣言解除後の長期戦を見据えた対応について
- 公共施設の維持管理・運営は、新型コロナウイルスの感染リスクが高い業務であることから、新たな生活様式下におけるPFI事業に係る公共施設の運営・維持管理の在り方に関する指針等を作成いただきたい。その際、指針において契約書及び要求水準書の見直しを行う旨、事業者から要望があった場合には契約変更協議に応じる旨等を明示し、関係者へ通知いただきたくお願い致します。
3. 補助金等の取扱いについて
- 現在の新型コロナウイルス感染症に対応して活用される交付金・補助金制度の対象事業者にPFI事業者が含まれていない事例があることから、内閣府において一覧として整理・公表の上、所要の拡充をお願い致します。
  - 地方公共団体の支援金交付の対象に、営業自粛要請に協力したPFI事業者も対象に含めるよう地方公共団体を指導いただきたくお願い致します。
  - 地方公共団体における上記等の助成に関して、国の支援として地方創生交付金の拡充等、所要の財源確保をお願い致します。
4. 個別の施設に関して
- 体育館・武道館等に係る施設の再開に当たっては、施設管理者側だけによる判断は難しいことから、各競技活動の再開ガイドライン等を作成するよう国から各競技団体等にご指導いただき、公表・周知をお願い致します。
  - 文化庁が行っている「文化施設の感染症防止対策事業」においては、手続きの簡素化、迅速化の観点からSPCのみならず運營業務担当企業が直接申請できるよう指導をお願い致します。

以上